

グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク会議規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新化学技術推進協会（以下「この法人」という。）定款第57条第2項の規定に基づき、グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク会議（以下「GSCN会議」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(GSCN会議)

第2条 GSCN会議は、理事会を補佐し、GSCN会議の関わる活動の主要な事項を掌理し、活動方針、活動計画及び予算、活動報告及び決算、並びにその他の主要事項に関する取り進めの案を策定し、理事会に上程する。

(GSCN会議代表及び副代表)

第3条 GSCN会議代表（以下「代表」という。）及びGSCN会議副代表（以下「副代表」という。）は、この法人の理事会において選任される。

2 代表及び副代表の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(構成)

第4条 GSCN会議は、代表及び副代表、並びに細則に示すこの法人の特別会員（以下「GSCN会議構成員」という。）から成る。

(GSCN代表者会議)

第5条 GSCN代表者会議は、代表が必要と認めたときこれを招集する。又は、GSCN会議構成員の3分の1以上が、GSCN代表者会議の目的を示して請求したときは、代表は、1ヶ月以内にGSCN代表者会議を招集しなければならない。

2 GSCN代表者会議は、代表又は代表から委任された者が議長を務める。

3 GSCN代表者会議の委員は、GSCN会議構成員を代表する者、又は代表する者から委任された者とする。

4 GSCN代表者会議は、委員の過半数の出席により成立する。

5 議決は、GSCN代表者会議に出席する委員の過半数の同意をもってこれを決する。やむを得ない理由のため、GSCN代表者会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができ、これにより当該委員は出席したものとみなされる。可否同数の時は、議長が決する。

(GSCN運営委員会)

第6条 GSCN会議の下にGSCN運営委員会を設ける。

2 GSCN運営委員会は、GSCN会議の諮問を受け以下の活動を掌理する。

- (1) GSCに関連するシンポジウムの開催
- (2) 優れたGSC活動に対する顕彰の実施
- (3) GSCの普及と啓発及び社会への情報発信
- (4) 国内外の関連する機関との交流連携及び支援

- 3 G S C N運営委員会の下にグループを置くことができる。グループの設置は、G S C N運営委員会で決定する。
- 4 G S C N運営委員会は、委員長1名、副委員長2名以内、グループの座長、G S C N会議構成員を代表する者から過半数の同意をもって選任される者から成り、合計で5名以上20名以内で構成することとし、代表がこれを任命する。
- 5 G S C N運営委員会は、本条第2項に記載する活動の計画及びその実施に関し必要な事項を審議、決定する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。